

コーポレート・ガバナンス報告書

最 終 更 新 日	2026 年 4 月 24 日
会 社 名	株式会社エーエージェント
本 店 所 在 地	東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号
代表者役職氏名	代表取締役 四宮 浩二
問 い 合 わ せ 先	財務経理本部
	03-3780-3911
U R L	https://agent-network.com/
証 券 コ ー ド	7098

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「All-Smile」という経営理念のもと、社会の「困った」を解決することを通じて「次代を創る」という高い志と使命感をもち、次代の社会インフラとなる人材サービスの構築を目指しております。こうした経営理念のもと、株主をはじめとする当社ステークホルダー（利害関係者）の皆様の「Smile」を実現するために、企業価値の持続的な向上が重要であると認識しております。そのために、常にコーポレート・ガバナンスの強化に努め、法令順守と透明性の高い経営を実行してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)エーエージェントホールディングス	4,999,900	100.00
サンクスラボ(株)	100	0.00

支配株主名	(株)エーエージェントホールディングス
-------	---------------------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

(株)エーエージェントホールディングスは、当社の代表取締役である四宮浩二の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主である㈱エージェントホールディングスは、当社の代表取締役である四宮浩二が議決権の 100%を保有し、代表取締役を兼任している会社であります。その位置づけは資産管理会社であり、当社と㈱エージェントホールディングスとの間に取引関係はございません。 同社との取引においては、関連当事者取引のリスクを考慮し、取引条件やその妥当性・必要性を慎重に検討した上で、取締役会での事前の承認を得て行う方針です。なお、現時点で㈱エージェントホールディングスとの取引を行う予定はございません。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
正生 貴史	他の会社の出身者								○			
藤田 真裕	他の会社の出身者											

※ 1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
正生 貴史		正生氏が業務執行者を務める株式会社 insprout と当社は取引がありますが、その取引額は軽微であり、その独立性に問題はございません。	長期にわたり当社の顧問として経営に対してご意見・ご提言をいただいております。当社への理解も深く、引き続き経営への助言をいただくと共に、社外取締役として当社の経営の適切な監督に貢献いただくことを期待し選任しました。
藤田 真裕		—	大手人材サービス企業出身で人材サービスへの理解も深く、かつグローバルな事業展開の経験も豊富なため、当社のグローバル展開への助言をいただくとともに、社外取締役として経営の適切な監督に貢献いただくことを期待し選任しました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	1 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人の監査の実施結果については、監査役に報告され、監査法人からの指摘事項については、その改善に向け適宜助言を行っております。

当社の内部監査の実施状況の報告、及び監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保ち、監査役の監査機能の強化の一端を担っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子隆	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子隆		—	常勤監査役としての経験を活かして、当社の経営の健全性の確保に貢献いただくことを期待し選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	なし
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額及び対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬については、株主総会において役員報酬の総額を決議し、その後、取締役会にて各取締役の報酬額を決定しております。なお、算定方法の決定方針は開示しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に事前共有を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名から構成され、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行取締役（代表取締役及び各担当取締役）の業務執行を監督しております。また、取締役会における経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため、豊富な知見・経験を有する社外取締役を選任しております。社外取締役との間で資本的関係その他特別の利害関係はありません。

取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、業務執行取締役に委任しております。業務執行取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。なお、社外取締役2名とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規程に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(監査役)

当社の経営の監査機能として監査役があり、監査役は取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べる等によって、業務執行取締役の業務執行及び他の取締役の職務執行に対する監査を行っております。社外監査役の金子隆氏と当社には人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。なお、社外監査役とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規程に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

（執行役員）

当社の執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示のもと、法令、定款、社内規程、取締役会決議等に従い、業務執行取締役から授権された範囲の「業務執行機能」を担い業務を遂行しております。

（事業企画会議）

事業企画会議は、毎週木曜日に開催され、業務執行取締役、執行役員で構成されており、当社の事業活動の推進・管理・統制、各部門の横断的総合調整等、円滑な事業運営に関して審議し、適正な実行を推進する機関としております。

（内部監査）

当社は、内部監査の専任部署として内部監査室を設置しております。事業年度毎に内部監査計画を策定し、被監査部門から独立した部門に属する内部監査担当者が、業務及び制度運用について法令・社内諸規程に基づき適正に行われているかを監査しております。また内部監査実施毎に監査役や監査法人への内容報告、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役や監査法人と常に連携を保ち、監査機能の強化の一端を担っております。

（会計監査）

当社は、南青山監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は葦澤政男氏、中島敦史氏、田口俊啓氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2018年10月23日開催の臨時株主総会をもって、取締役会設置会社となりました。また同臨時株主総会にて社外取締役と監査役を選任しておりましたが、2024年3月29日開催の臨時株主総会において、非常勤監査役の辞任に伴い、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るために、常勤監査役を選任しております。これにより取締役会にて的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監査及び監督を可能とし、現状の事業内容・事業規模に応じたコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できる体制を構築しております。今後も事業の規模拡大や事業内容の変化に応じて適宜体制の見直しを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めてまいります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

当社の株主数は少なく、当社の代表取締役が占める割合が大部分であるため、特段の取り組みは行っておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	財務経理本部を IR の担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

実施しておりません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況といたしましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより反社会的勢力への対応ルールを明確化し、適正に対応できるよう整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

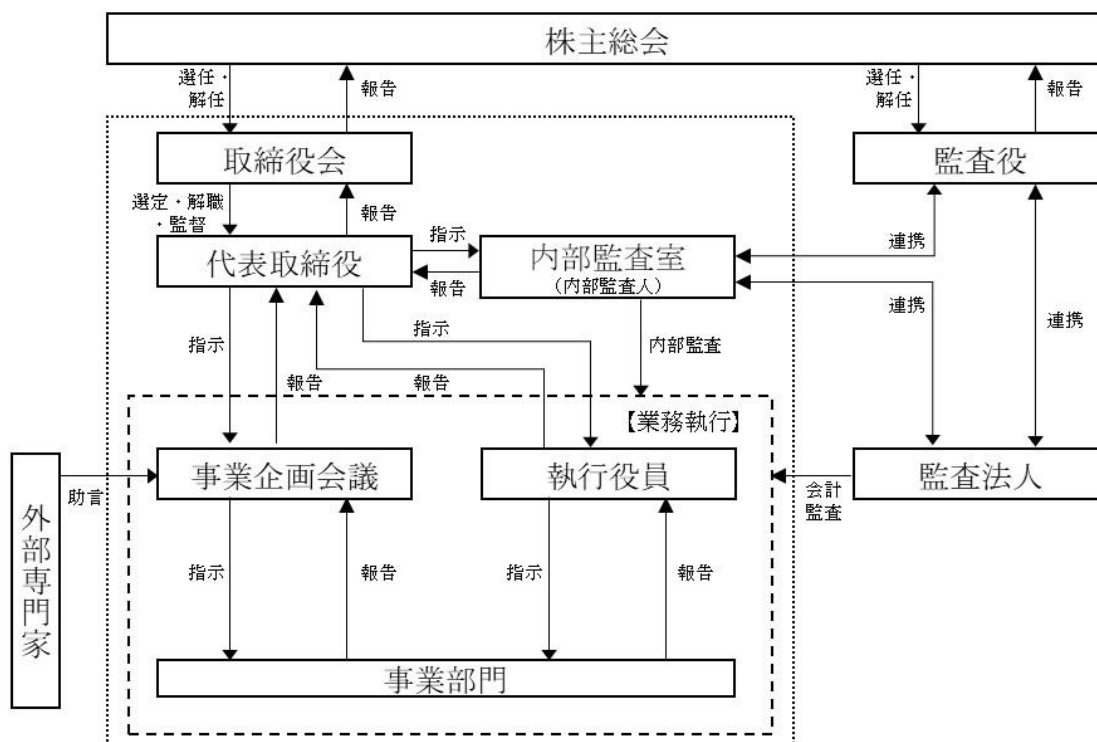
買収防衛策導入

なし

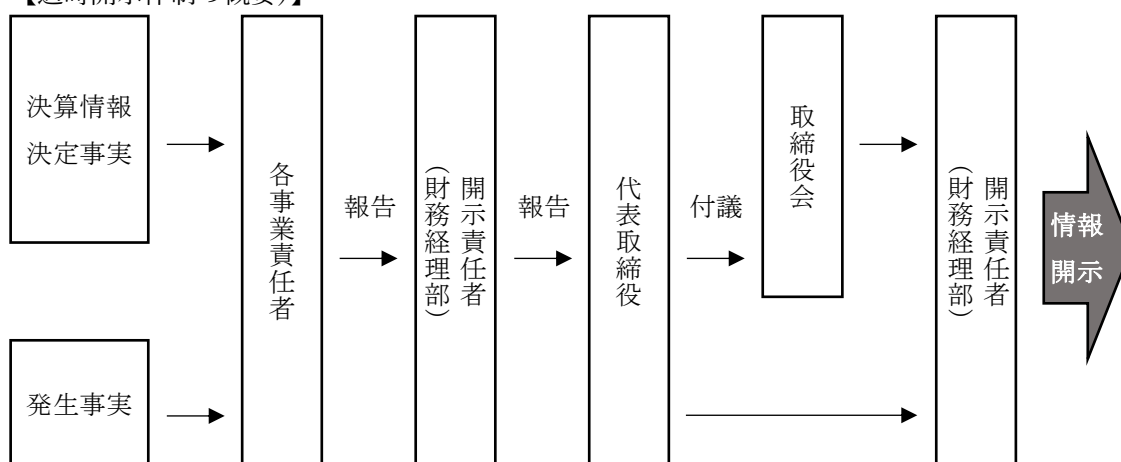
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

【体制図】



【適時開示体制の概要】



以上